

# 施設監査及び確認監査の 着眼点について

令和5年5月12日

## 施設監査及び確認監査の着眼点について

### ▼施設監査

#### (1)幼保連携型認定こども園

##### (i)教育及び保育に直接従事する職員の数【変更】

- 当分の間、保健師、看護師、准看護師を1人に限り、保育教諭等とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって保育教諭等による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

##### ○ポイント

- 従来は「乳児が4人以上いる施設」が要件でしたが、国省令が改正されたことにより、乳児の有無に関係なく、看護師等を1人に限り、保育教諭とみなすことができるようになりました。(設備運営基準条例附則第11項)
- ただし、乳児の数が4人未満の施設については、一定の知識と経験を有する看護師等に限られ、保育士と合同で行う必要があります、看護師等が1人で保育することは不可とされています。(設備運営基準条例附則第11項)
- また、補助者として従事する場合を除き、当該看護師等は教育課程に従事することは禁じられています。(設備運営基準条例附則第11項)

##### 【子育てに関する知識と経験を有するとは】

保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が、在籍乳児数3名以下の保育所等で保育を行う場合、「子育て支援員研修」等の修了を必須とすること。(国事務連絡抜粋)

▼施設監査

(1)幼保連携型認定こども園

(ii)虐待防止【新規】

- 職員による、障害児を含む児童に対する虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。

○ポイント

- 指針の改正(R5.3.31)により、市町村が指導監査を行う事項として、虐待防止に関する規定が明記されました。(国通知)
- 虐待防止マニュアルの策定や虐待防止に関する研修の実施有無を確認します。(設備運営基準条例第13条)
- 上記のマニュアル策定や研修の実施は必須ではありませんが、教育・保育要領並びに保育所保育指針に基づいた措置を講じるようお願いします。

▼施設監査

(1)幼保連携型認定こども園

(iii)安全対策【新規】

- 睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、自動車の運行等の場面について、重大事故が発生しやすいこと等を踏まえ、ガイドラインを踏まえるなど、対策を講じているか留意すること。
- 安全管理について、以下の点が徹底されているか。
  - 子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること
  - 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること
  - 送迎バスを運行する場合においては、運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと、子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること等に留意いただくこと。
  - 「学校安全計画」「危機管理マニュアル」について、適宜見直し、改定すること。

○ポイント

- 指針の改正(R5.3.31)により、市町村が指導監査を行う事項として、重大事故が発生しやすい場面での対策に関する規定が明記されました。(国通知)
- そのため、「危険等発生時対処要領」に基づき、上記の場面での対策が講じられているか確認します。(法第27条)
- 安全管理の徹底について、バスの事故等を受けて国から再周知を図ることとされたことから、上記(1)～(4)について、口頭で確認します。

## ▼施設監査

## (1)幼保連携型認定こども園

## (iv)自動車を行う場合の所在確認【新規】

- 自動車を行う場合、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により児童の所在を確実に把握しているか。
- 送迎用の自動車を行う場合、ブザー等児童の見落としを防止する装置を設置し、降車時には児童の所在確認をしているか。(※安全装置の設置は令和6年3月31日までの経過措置あり。)

## ○ポイント

- 国省令が改正されたことにより、自動車を行う場合、児童の乗降車の際に、点呼等による安全確認が義務化されました。(法第27条)
- また、送迎用の自動車を行う場合、ブザー等の安全装置を設置し、降車時の児童の所在確認も義務化されました。(法第27条)
- さらに、安全装置は「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する装置に限られるため、国が随時更新しているリストに掲載されている装置に限られることに注意が必要です。
- そのため、乗降車時の安全確認の実施状況や安全装置の設置状況を確認します。
- なお、安全装置の設置は、令和6年3月31日までの経過措置があるため、令和5年度の実地指導においては、未設置であっても指導の対象となりませんが、早めに設置にご協力いただきますようお願いいたします。

## ▼施設監査

## (1)幼保連携型認定こども園

## (v)業務継続計画【新規】

- 感染症や非常災害の発生時に備え、業務継続計画を策定し、必要な措置を講じるよう努めているか。(努力義務)
- 職員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するよう努めているか。(努力義務)
- 必要に応じて見直しているか。(努力義務)

## ○ポイント

- 国省令が改正されたことにより、業務継続計画の策定等が努力義務化されました。(設備運営基準条例第13条)
- 努力義務であることから、未策定であっても指導の対象となりませんが、非常時でも継続的な運営を行うため、業務継続計画を策定いただきますようお願いいたします。

## 【業務継続計画とは】

- 感染症発生時の初期対応、リスク管理、時間経過に基づく対応、非常災害時の事前対策や発生後の避難経路・連絡方法などを定めた計画のこと。(国ガイドライン)
- 国ガイドラインを踏まえたひな形もありますので、そちらを参考に作成ください。

▼施設監査

(2)保育所(保育所型認定こども園を含む)

(i)事故防止【変更・新規】

- 安全計画の策定を含め事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。特に、重大事故が発生しやすい場面での対策を講じているか。
- 安全管理について、以下の点が徹底されているか。
  - (1)子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること
  - (2)登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること
  - (3)送迎バスを運行する場合においては、運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと、子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること等に留意いただくこと。

○ポイント

- 指針の改正(R5.3.31)により、重大事故が発生しやすい場面での具体的な対策に関する規定が明記されたことから、次ページの対策が講じられているか確認します。(国通知)
- 安全管理の徹底について、バスの事故等を受けて国から再周知を図ることとされたことから、上記(1)～(3)について、口頭で確認します。

▼施設監査

(2)保育所(保育所型認定こども園を含む)

【次ページの対策とは】(指針「児童福祉行政指導監査の実施について」より抜粋)

- 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。
- プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。
- 児童の通園、園外における学習のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を適切に確認しているか。
- 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。
- 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施しているか。
- 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。
- 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。

## ▼施設監査

## (2)保育所(保育所型認定こども園を含む)

## (ii)安全計画【新規】

- 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定し、安全計画に基づいて、必要な措置を講じているか。
- 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に行っているか。
- 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。
- 定期的に見直し、変更を行っているか。

## ○ポイント

- 国省令が改正されたことにより、安全計画の策定等が義務化されました。(最低基準条例第6条の2)
- そのため、安全計画の策定及び研修等の実施状況を確認します。(安全計画の策定についての詳細は次ページ)
- また、これらの取組の内容について、保護者に説明・共有できる機会を設けているか確認します。

## ▼施設監査

## (2)保育所(保育所型認定こども園を含む)

【安全計画とは】(「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」より抜粋)

- 保育所等は、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、年度が始まる前に、
  - (1)施設の設備等の安全点検
  - (2)保育所等での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導
  - (3)職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保
 に関する取組についての年間スケジュール(安全計画)を定めること。
- また、作成に当たっては「いつ、何をなすべきか」を整理し、安全計画に盛り込むこと。
- 以上の一連の対応を実施することをもって安全計画の策定を行ったこととする。

## 【留意事項】

- まだ策定できていない場合は、国の示す様式例を参考に策定ください。
- 様式の項目すべてを網羅する必要はありませんが、上記の(1)～(3)及びその実施時期は必ず計画に記載ください。
- 令和5年度は安全計画が未策定であった場合は「指導監査メモ」、内容に不備があった場合は「口頭指導」とします。

## ▼施設監査

## (2) 保育所(保育所型認定こども園を含む)

## (iii) 自動車を運行する場合の所在確認【新規】

- 自動車を運行する場合、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により児童の所在を確実に把握しているか。
- 送迎用の自動車を運行する場合、ブザー等児童の見落としを防止する装置を設置し、降車時には児童の所在確認をしているか。(※安全装置の設置は令和6年3月31日までの経過措置あり。)

## ○ポイント

- 国省令が改正されたことにより、自動車を運行する場合、児童の乗降車の際に、点呼等による安全確認が義務化されました。(最低基準条例第6条の3第1項)
- また、送迎用の自動車を運行する場合、ブザー等の安全装置を設置し、降車時の児童の所在確認も義務化されました。(最低基準条例第6条の3第2項)
- さらに、安全装置は「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する装置に限られるため、国が随時更新しているリストに掲載されている装置に限られることに注意が必要です。
- そのため、乗降車時の安全確認の実施状況や安全装置の設置状況を確認します。
- なお、安全装置の設置は、令和6年3月31日までの経過措置があるため、令和5年度の実地指導においては、未設置であっても指導の対象となりませんが、早めに設置にご協力いただきますようお願いいたします。

## ▼施設監査

## (2) 保育所(保育所型認定こども園を含む)

## (iv) 虐待防止【新規】

- 保育所の職員による、障害児を含む児童に対する虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。

## ○ポイント

- 指針の改正(R5.3.31)により、虐待防止に関する規定が改正されました。(国通知)
- 虐待防止マニュアルの策定や虐待防止に関する研修の実施有無を確認します。
- 上記のマニュアル策定や研修の実施は必須ではありませんが、教育・保育要領並びに保育所保育指針に基づいた措置を講じるようお願いいたします。

## ▼施設監査

## (2) 保育所(保育所型認定こども園を含む)

## (v) 感染症・食中毒対策【新規】

- 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びにまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めているか。(努力義務)

## ○ポイント

- 国省令が改正されたことにより、従来から努力義務として規定されていた感染症対策に関する措置内容が具体的に明記されました。(最低基準条例第13条第2項)
- そのため、感染症予防に関する研修及び訓練を実施しているかを確認します。
- なお、努力義務であることから、研修や訓練の未実施は指導の対象となりませんが、感染症及び食中毒の防止について、感染症対策ガイドライン等に基づき、適切な対応をお願いします。

## ▼施設監査

## (2) 保育所(保育所型認定こども園を含む)

## (vi) 職員等【変更】

- 当分の間、保健師、看護師、准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

## ○ポイント

- 従来は「乳児が4人以上いる施設」が要件でしたが、国省令が改正されたことにより、乳児の有無の関わらず、看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができるようになりました。(最低基準条例規則第7条)
- ただし、乳児の数は4人未満の施設については、一定の知識と経験を有する看護師等に限り、保育士と合同で行う必要があり、看護師等が1人で保育することは不可とされています。(最低基準条例規則附則第2項)

## 【子育てに関する知識と経験を有するとは】

保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が、在籍乳児数3名以下の保育所等で保育を行う場合、「子育て支援員研修」等の修了を必須とすること。(国事務連絡抜粋)

## ▼施設監査

## (2) 保育所(保育所型認定こども園を含む)

## (vii) 業務継続計画【新規】

- ・ 感染症や非常災害の発生時に備え、業務継続計画を策定し、必要な措置を講じるよう努めているか。(努力義務)
- ・ 職員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するよう努めているか。(努力義務)
- ・ 必要に応じて見直しているか。(努力義務)

## ○ポイント

- ・ 国省令が改正されたことにより、業務継続計画の策定等が努力義務化されました。(最低基準条例第12条)
- ・ 努力義務であることから、未策定であっても指導の対象となりませんが、非常時でも継続的な運営を行うため、業務継続計画を策定いただきますようお願いいたします。

## 【業務継続計画とは】

- ・ 感染症発生時の初期対応、リスク管理、時間経過に基づく対応、非常災害時の事前対策や発生後の避難経路・連絡方法などを定めた計画のこと。(国ガイドライン)
- ・ 国ガイドラインを踏まえたひな形もありますので、そちらを参考に作成ください。

## ▼施設監査

## (3) 地域型保育事業

## (i) 事故防止【変更・新規】

- ・ 安全計画の策定を含め事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。特に、重大事故が発生しやすい場面での対策を講じているか。
- ・ 安全管理について、以下の点が徹底されているか。
  - (1) 子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること
  - (2) 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること
  - (3) 送迎バスを運行する場合においては、運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと、子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること等に留意いただくこと。

## ○ポイント

- ・ 指針の改正(R5.3.31)により、重大事故が発生しやすい場面での具体的な対策に関する規定が明記されたことから、次ページの対策が講じられているか確認します。(国通知)
- ・ 安全管理の徹底について、バスの事故等を受けて国から再周知を凶ることとされたことから、上記(1)～(3)について、口頭で確認します。

## ▼施設監査

## (3)地域型保育事業

【次ページの対策とは】(指針「児童福祉行政指導監査の実施について」より抜粋)

- 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。
- プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。
- 児童の通園、園外における学習のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を適切に確認しているか。
- 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。
- 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施しているか。
- 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。
- 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。

16

## ▼施設監査

## (3)地域型保育事業

## (ii)安全計画【新規】

- 施設の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定し、安全計画に基づいて、必要な措置を講じているか。
- 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しているか。
- 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。
- 定期的に見直し、変更を行っているか。

## ○ポイント

- 国省令が改正されたことにより、安全計画の策定等が義務化されました。(最低基準条例第7条の2)
- そのため、安全計画の策定及び研修等の実施状況を確認します。(安全計画の策定についての詳細は次ページ)
- また、これらの取組の内容について、保護者に説明・共有できる機会を設けているか確認します。

17

▼施設監査

(3)地域型保育事業

【安全計画とは】(「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」より抜粋)

- 保育所等は、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、年度が始まる前に、
  - (1)施設の設備等の安全点検
  - (2)保育所等での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導
  - (3)職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保

に関する取組についての年間スケジュール(安全計画)を定めること。

- また、作成に当たっては「いつ、何をなすべきか」を整理し、安全計画に盛り込むこと。
- 以上の一連の対応を実施することをもって安全計画の策定を行ったこととすること。

【留意事項】

- まだ策定できていない場合は、国の示す様式例を参考に策定ください。
- 様式の項目すべてを網羅する必要はありませんが、上記の(1)～(3)及びその実施時期は必ず計画に記載ください。
- 令和5年度は安全計画が未策定であった場合は「指導監査メモ」、内容に不備があった場合は「口頭指導」とします。

▼施設監査

(3)地域型保育事業

(iii)自動車を行う場合の所在確認【新規】

- 自動車を運行する場合、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼等により利用乳幼児の所在を確実に把握しているか。
- 送迎用の自動車を運行する場合、ブザー等利用乳幼児の見落としを防止する装置を設置し、降車時には利用乳幼児の所在確認をしているか。(※安全装置の設置は令和6年3月31日までの経過措置あり。)

○ポイント

- 国省令が改正されたことにより、自動車を運行する場合、児童の乗降車の際に、点呼等による安全確認が義務化されました。(最低基準条例第7条の3第1項)
- また、送迎用の自動車を運行する場合、ブザー等の安全装置を設置し、降車時の児童の所在確認も義務化されました。(最低基準条例第7条の3第2項)
- さらに、安全装置は「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する装置に限られるため、国が随時更新しているリストに掲載されている装置に限られることに注意が必要です。
- そのため、乗降車時の安全確認の実施状況や安全装置の設置状況を確認します。
- なお、安全装置の設置は、令和6年3月31日までの経過措置があるため、令和5年度の実地指導においては、未設置であっても指導の対象となりませんが、早めに設置にご協力いただきますようお願いいたします。

▼施設監査

(3)地域型保育事業

(iv)虐待防止【新規】

- 職員による、障害児を含む児童に対する虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。

○ポイント

- 指針の改正(R5.3.31)により、虐待防止に関する規定が改正されました。(国通知)
- 虐待防止マニュアルの策定や虐待防止に関する研修の実施有無を確認します。
- 上記のマニュアル策定や研修の実施は必須ではありませんが、教育・保育要領並びに保育所保育指針に基づいた措置を講じるようお願いします。

▼施設監査

(3)地域型保育事業

(v)感染症・食中毒対策【新規】

- 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びにまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めているか。(努力義務)

○ポイント

- 国省令が改正されたことにより、従来から努力義務として規定されていた感染症対策に関する措置内容が具体的に明記されました。(最低基準条例第14条第2項)
- そのため、感染症予防に関する研修及び訓練を実施しているかを確認します。
- なお、努力義務であることから、研修や訓練の未実施は指導の対象となりませんが、感染症及び食中毒の防止について、感染症対策ガイドライン等に基づき、適切な対応をお願いします。

▼確認監査

(1)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

特になし

(2)特定子ども・子育て支援施設等

特になし